梓川中学校ＰＴＡ会則

第一章　　総　則
第１条　この会は、梓川中学校ＰＴＡと称し、梓川中学校に事務所をおく。
第２条　この会の会員は、梓川中学校に在籍する生徒の保護者および学校職員とする。なお梓川地区に居住する人で、この会の目的に賛同するものは、**常任委員会**の承認を得て会員となることができる。
第３条　この会の目的は、次の諸項とする。
１．家庭、学校および社会における生徒の福祉を増進するために保護者と学校職員が協力する。
２．家庭教育、社会教育を正しく推進できるように会員相互に教養を高める。
３．学校の教育的環境を整備するため努力する。
第４条　削　除

第二章　　会　議
第５条　この会の会議は、次の通りとする。
総会、常任委員会、部会、その他必要に応じて委員会等をおくことができる。
第６条　総会は、この会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会に分け、定期総会は、原則として毎年４月に開き、臨時総会は、会員の要請があって、**会長が必要と認めた時**これを招集する。総会の決議は出席会員の多数をもって行い次の事項を議決する。
１．会則の制定および変更に関する事項
２．予算の議決および決算の承認に関する事項
３．役員の選任および解任に関する事項
４．その他総会に付することを適当と認めた事項
第７条　常任委員会は、本会運営の企画にあたる。
第８条　**常任委員会**は、総会に次ぐ議決機関であり、本会運営上必要なことがらについて審議する。
第９条　部会は、**必要に応じて**次の各部に分かれてこの会を分担してその推進にあたる。
１．文化部　**生徒及び会員の教養を高めるための講演会の開催**
２．厚生部　**学校内の環境整備、**本会運営にかかわる資金調達事業の実施
３．生活指導部　家庭、社会における生徒の生活指導、校外指導及び校外施設の研究
第 10 条　**削　除　（学年学級ＰＴＡ廃止）**
第 11 条　**削　除　（町会ＰＴＡ廃止）**

第三章　　役　員
第 12 条 この会に次の役員をおく。
１．役員選出委員会で選出する役員
会長１名、副会長３名、部長**若干名**、副部長若干名、**すべて立候補を原則とする。**幹事若干名
第 13 条 会長は本会を代表し、会務一切を総理し、副会長は会長を補佐して会長事故ある時は代行する。
第 14 条 部長は部会を招集して部の運営をはかる。副部長は部長を補佐する。
第 15 条 監事はこの会を監査し、幹事は、庶務、会計、記録等にあたる。監事は**顧問２名が務める。**
第 16 条 **削　除（町会評議員廃止）**
第 17 条 **削　除（学年ＰＴＡ廃止）**
第 18 条 **削　除（学級ＰＴＡ廃止）**
第 19 条 この会は、必要に応じて顧問をおくことができる。顧問は、常任委員会で推薦して総会で委嘱する。
第 20 条 会長、副会長、部長および副部長、幹事は常任委員となり常任委員会を構成する。
第 21 条 **削　除（連絡員廃止）**
第 22 条 役員の任期は１カ年とする。ただし再任を妨げない。

第四章　　庶務会計
第 23 条 この会の経費は、会費、事業の収益金、寄付金、その他をもってあてる。会員は会費を納める。その額は**常任委員会**において決定する。
第 24 条 会計報告は、監事の承認を必要とする。
第 25 条 この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、３月３１日に終わる。
第 26 条 この会に基金をおくことができる。この基金は**常任委員会**の決議により活用することができる。
第 27 条 この会に次の帳簿を備え、会員は自由に閲覧することができる。
１．会員名簿　２．議事録　３．会計簿　４．備品等

第五章　　付　則
第 28 条　この会則で定める内規は次の通りである。
１．役員選出委員会規定　２．慶弔規定　３．表彰規定
第 29 条　この会則は昭和４６年４月１７日より実施する。
昭和５０年　３月１７日　一部変更
昭和６０年　３月　４日　一部変更
昭和６１年　３月　５日　一部変更
平成　９年　４月１９日　一部変更
平成１０年　４月１８日　一部変更
平成１５年　４月１９日　一部変更

平成１６年　４月２４日　一部変更
平成１８年　４月２３日　一部変更
平成２３年　５月　２日　一部変更
平成３０年　５月　２日　一部変更
令和　７年１０月　３日　一部変更（赤文字部分）　令和８年４月１日より施行

［内規］

（一）役員選出委員会規定

１．役員選出委員会は、常任委員会で構成し、委員長を互選して、役員選出にあたる。
２．会長は**立候補を原則とし**（Ｐ）より１名、副会長は**立候補を原則とし**（Ｐ）より２名、（Ｔ）より１名の基準で選出する。**会長及び副会長は市ＰＴＡ連合会諸会合に出席すると同時に地域諸会合に出席する。**

３．部長、部員の選出は**立候補によるものとする。立候補がない場合は空席とし、活動を行わない。**
４．幹事は（Ｔ）より選出し、会長が委嘱する。
５．**削　除　（学年ＰＴＡ廃止）**
６．役員の選出は、１２月中に終わり、３月中に次年度の予算編成および事業計画の立案にあたる。
７．選出委員長は、総会に出て、役員選出経過を報告し、承認を求める。

（二）慶弔規定

１．本会の会員および職員、生徒に慶弔すべき事情が生じた場合は、常任委員会で検討しおおむね下記により適切な処理を講ずるものとする。

２．弔慰
イ　父母および生徒の場合
死亡弔慰　本会ＰＴＡとして香料 10,000 円
病気見舞　本会ＰＴＡとしては行わない。
ロ　教職員の場合
死亡弔慰　本人の場合協議する。
両親、妻子、これに準ずるもの　本会として香料 5,000 円
病気見舞　本会ＰＴＡとして**は行わない**

３．**削　除　（餞別廃止）**
４．弔慰の場合は会長が参上することを原則とする。

５．本規定に基づき慶弔を受けたものは金品による返礼はしないものとする。

６．本規定の改廃は、**常任委員会**で行う。

（三）表彰規定

１．次に該当する役員ならびに会員に対しては、感謝状を贈呈し、その功績を表彰するものとする。
イ　会長、副会長および、通算３カ年以上役員として会のために尽力した者。
ロ　前項に関係なく会のために特別な貢献をした役員および会員。
２．感謝状の贈呈は会長、副会長は退任のとき、役員および会員は退会のとき。